

第81回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和7年6月24日 開会

伊方町議会

第 81 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 7 年 6 月 24 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	6 月 24 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 阿部 孝志 2 番 安堂 廣道 3 番 田村 義孝 4 番 加藤 智明 5 番 高月 芳人 6 番 木嶋 英幸 7 番 末光 勝幸 8 番 清家慎太郎 9 番 山本 吉昭 10 番 小泉 和也 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 福島 大朝
欠席議員	なし
欠 員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 井上 宗太郎
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 菊池 隼人 教 育 長 中井 雄治 総 務 課 長 井上 恵隆 防 災 統 括 監 兵藤 貞樹 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 由井 一隆 長 寿 介 護 課 長 井上 操 建 設 課 長 辻 龍彦 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 農 林 水 産 課 長 林 栄作 上 下 水 道 課 長 山内 清秀 学 校 教 育 課 長 阿部 茂之 生 涯 学 習 課 長 山本 宏貴 会 計 管 理 者 三好 利文 瀬 戸 支 所 長 三好 要 三 崎 支 所 長 竹内 元昭
町長提出の項目	報告第 5 号 令和 6 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 議案第 48 号 伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定 について 議案第 49 号 伊方町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 の一部を改正する条例制定について 議案第 50 号 三崎高等学校町営寄宿舍設置条例の一部を改正する条例制定に ついて 議案第 51 号 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第 52 号 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置 に関する条例を廃止する条例制定について 議案第 53 号 令和 7 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号） 議案第 54 号 令和 7 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 55 号 令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

伊方町議会第81回定例会議事日程（第1号）

令和7年6月24日(火)
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 令和6年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告第5号）

第 6 伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定について
（議案第48号）

第 7 伊方町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定について
（議案第49号）

第 8 三崎高等学校町営寄宿舎設置条例の一部を改正する条例制定について
（議案第50号）

第 9 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について（議案第51号）

第10 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について
（議案第52号）

第11 令和7年度伊方町一般会計補正予算（第1号）（議案第53号）

第12 令和7年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（議案第54号）

第13 令和7年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
（議案第55号）

第14 令和7年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）（議案第56号）

第15 令和7年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号）（議案第57号）

第16 令和7年度伊方町下水道事業会計補正予算（第1号）（議案第58号）

1 散会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（福島大朝） おはようございます。これより、伊方町議会第81回定例会を開会いたします。只今の出席議員は14名であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（福島大朝） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 本日、ここに、伊方町議会第81回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様には、改選後初の定例会となります。より良いまちづくりに向けて、皆様とともに、地域の未来を見据えた議論を進めたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本年1月から3月にかけて、岩手県大船渡市や長野県上田市をはじめ、全国的に林野火災が発生をしました。愛媛県内におきましても、3月に今治市で大規模な林野火災が発生し、西条市を含め広範囲に渡り延焼し、人的被害や建物被害が確認され、改めて、火の怖さを痛感したところでございます。被災されました方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、今年度より新たな広域消防体制となり、町内にも消防署が整備をされることとなっております。既に出水期に入っておりますが、火災や地震対策を含め、今後とも関係機関と連携して町の防災力の強化に努めてまいり所存でございます。

また、長期化するロシアのウクライナへの軍事侵攻やイランとイスラエルの紛争に加え、先日はアメリカがイランの核施設を攻撃するなど、中東情勢が一段と緊迫化しております。今朝のニュースでは、イスラエルとイランの停戦が合意したとトランプ大統領が発表したとのことではありますが、今後日本をはじめ、国際社会全体に与える影響が今後どうなっていくのか、引き続き注視してまいりたいと思っております。

さて、5月中には、恒例となりました「はなはなまつり」や「きららまつり」「ふるさとウォーク」などのイベントを開催し、町内外から多くの方々に参加をいただきました。運営にあたり、ご協力をいただいた関係者の皆様には、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

今後も、きなはいや伊方まつりや、瀬戸の夕凧まつりなど、夏のイベントの成功に向けて、職員をはじめ、関係者一丸となって万全の準備に取り組んでおりますので、議員各位におかれましては引き続きご支援とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

次に、原子力発電所についてでございます。ご案内のとおり、伊方3号機の30年を超える運転にあたり、昨年、四国電力が新たな制度に基づいて国に申請した長期施設管理計画につきましては本年3月、認可がなされ、町としても今月初め、原子力規制庁から、審査内容を確認したところでございます。そのうえで、改めて四国電力に対して、今後も最新の知見を反映することや、製造が

中止された部品について適切に対応すること、更に技術力の維持・向上と人材育成に取り組むよう求めますとともに、国に対して、引き続き厳格に監視していただくよう、求めたところでございます。

更に、乾式貯蔵施設が完成し、7月からの運用開始にあたり、先日、知事とともに現地を視察しました。今後とも伊方発電所の運転に関しては、安全を最優先に取り組むよう求めてまいりますので、議員各位には、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、今定例会の補正予算に盛り込んでおります、主な取組みといたしましては、亀ヶ池の水質向上のための浄化装置の整備費、瀬戸アグリトピア宿泊棟改修に必要な追加経費、避難に支援を要する方の木造住宅への耐震シェルター整備支援、九町小学校の閉校記念事業に係る経費などを計上いたしておりますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、

- ・報告案件 1件
- ・条例制定 5件
- ・補正予算 6件
- ・契約 8件
- ・人事案件 1件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで非常に重要な案件でございますので、会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

議事日程報告

○議長（福島大朝） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（福島大朝） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 田村義孝議員、4番 加藤智明議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（福島大朝） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、4日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（福島大朝） 日程第3「諸般の報告」を行います。

お手元に配付してありますとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（福島大朝） 日程第4「一般質問」お手元に配付の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、田村義孝議員、加藤智明議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。

初めに、田村義孝議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので一般質問通告に従って、質問させていただきます。

大綱1「地域の公共交通手段について」

県下でも高齢化比率の高い伊方町では今後、ますます免許返納者も増えてくることが予想されます。都市部と違い日本一細長い佐田岬半島は観光面ではPRできるメリットが大きい一方、生活面交通面では厳しいところがあります。

当初、伊方町ではデマンド交通を行っていましたが、現在は、地域巡回バス（路線バス）の運行となっています。それぞれにメリット、デメリットはあると思いますが、中山間地にお住まいで地域巡回バスを利用している高齢者の中には、体が思うように動かないので、地域巡回バスに乗るまでが昔より大変になったというお声を聞きます。自由乗降制度を採用していただいておりますが、集落の坂道を上ったり、下ったりして道路までようやく辿り着くという状況のようです。

デマンドの場合でしたら、自宅の近いところまで来てくれて良かったというお声も聞きました。そこで、3点についてお尋ねいたします。

1点目、高齢化により免許返納者等も増えていると思いますが、デマンド交通と地域巡回バスとを比較して、利用者はどのように推移していますか。

また、デマンド交通と地域巡回バスのメリット、デメリット、そして、利用者の声をどのように分析、把握していますか。運営的には、利用者の声から、午後からの便が利用者も少ないような状況が見受けられると聞いておりますが、利用者のニーズを踏まえてもっと効果的、効率的な運用はできないのか、お尋ねいたします。

2点目、現在、往路で地域巡回バスを利用した場合、希望すれば復路のタクシーチケットをいただけるので時間の自由度が高まるので良いのですが、額が少ないとの声や浸透がまだしていないとの声も聞きます。これについての利用数や利用者の反応はどうでしょうか、お尋ねいたします。

3点目、令和6年に国土交通大臣表彰を受賞した鳥取県智頭町の例で申し上げますと、住民ドライバーが自家用車を活用する共助交通「のりりん」（公共ライドシェア）を令和5年度から本格導入、予約に用いるAIデマンドシステムには防災情報等の告知に使われている町内各戸のIP告知放送端末とデータ連携を可能にしております。また、運行管理業務を外部委託し遠隔点呼を実施することで、町の業務負担を軽減し、持続可能性を高めています。現在、伊方町では防災無線の更新も控えていると聞いていますので、このような事例も踏まえて、幅広く専門家等の人材を集めて、5年後、10年後の地域公共交通の議論が今から必要ではないでしょうか。

以上、3点について、お尋ねいたします。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1「地域の公共交通手段について」のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、本町の高齢化率は50%を超えておりまして、年々運転免許証の自主返納者が増えていることや民間路線バスの縮小など、佐田岬半島の交通手段の確保は、町政を進めるうえで大きな課題の1つとなっております。町といたしましても、地域巡回バスに加え、一昨年、与修地区で実証実験を行いました、住民ドライバーによる送迎サービスや、現在試験的に行っております、巡回バス利用者へのタクシー利用券の配布など、試行錯誤を重ねながら、本町に合った公共交通体系の在り方を模索しているところでございます。

ご質問1点目の「デマンド交通と地域巡回バスの利用者の推移について」でございます。

それぞれ直近3か年の年間利用者数について、ご紹介いたしますと、デマンド交通につきましては、平成28年度は2万1,047人、29年度は1万9,775人、30年度は1万9,347人となっております、年々減少傾向が見られました。地域巡回バスにつきましては、令和4年度は1万9,486人、5年度は1万9,302人、6年度は2万2,177人となっております。運行開始当初から年間利用者数2万人を目標といたしておりましたが、5年が経過し、初めて目標値を超えることができました。

次に「それぞれのメリット・デメリット、利用者の声の分析と把握について」でございます。

デマンド交通につきましては、当時のアンケート調査におきまして、自宅から目的地までの送迎というメリットがある一方で「利用したい時間に利用できない」「帰りの便の予約が取りにくい」「毎回の電話予約が煩わしい」などのご意見が寄せられました。

このような調査結果を基に、また、スクールバスの児童・生徒の送迎時間以外の空き時間に着目し、新たに地域巡回バスの運行を構築したものでございます。地域巡回バスは、スクールバスと旧デマンドバスの全16台で運行しており、低料金で、町内を決まった時間に巡回し、誰もが利用で

きますことや、バス停でなくても自由乗降ができるというメリットがあります。また、利用者の声を聞きながら、可能な範囲でバス停を増やしたり、運行ダイヤの変更や増便ができるということも強みとなっており、年々改良を重ねた結果、人口が減少している現況にもかかわらず、年間利用者数が2万人を超えたものと分析しております。ただし、ご指摘のとおり、路線や時間帯によっては極端に利用者の少ない便があることも事実でございます、利便性向上に加え、費用対効果も考慮しながら効率的・効果的な運行体系を確立する必要がございます。

ご質問2点目の「タクシー利用券の状況」についてでございます。

先程の利用者の少ない便に対応するため、本年1月から試験的に、巡回バスを利用した方へ、次の目的地や帰りの便に使うための500円のタクシー利用券を配布いたしております。利用実績につきましては、1月17枚、2月12枚、4月28枚、5月23枚となっております。まだまだ浸透するには、時間がかかるとおられます。利用者から町への直接の声は届いておりませんが、タクシー会社によりますと、好評を得ている一方で、使用期限の延長や増額などの声が聞かれるとのことでございます。今年度も試験的にこの取り組みを継続し、利用者の意見を聞きながら、必要に応じてタクシー利用券の見直しや、利用数の少ない便の縮小など、可能な範囲で効率的・効果的な運行の検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に3点目の「5年後、10年後を見据えた地域公共交通の議論について」でございます。

ご紹介の鳥取県智頭町におかれましては、防災情報等の告知に使われております、IP端末を活用したAIデマンドタクシーを導入されています。現在、本町におきましても防災行政無線の更新に関する検討を始めており、IP告知システムや携帯電話網を活用したシステム導入の可能性を含め、様々な検討を行っているところでございます。このような中で先般、八幡浜市のNPO法人から、三崎高校の寮生に限ってではありますが、土日に限ってでございますけれども、三崎から八幡浜市まで高校生を送迎するという話も進んでいるところでございます。

現在のところ、地域巡回バス利用者数が増えている状況の中ではありますが、今後、全国の様々な事例を参考にしながら、それぞれの長所と短所を見極め、本町にとって最適な方策を探ってまいりたいと考えております。その中で、防災情報システムと地域公共交通を関連付けて考えるという事例も1つの案として受け止め、将来を見据えた、本町に合った交通体系を検討してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） 先程、町長のご答弁の中にありました、与侈地区で実証実験を行った住民ドライバーによる送迎サービスについて、ちょっと詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。

後、私が質問しました中に、自宅の方まで来てくれて介助をしてくれていたの、デマンドバスは乗りやすかったというお声があったんですが、例えば、今、介護保険の中で要支援者であるとか要介護者は、ケアマネジャーが作成するケアプランの中で一定の条件を満たせば、そういう介護タクシーとか福祉タクシーの利用の補助もある地域はあるというふうに聞いております。ちょっとその制度に当てはまらない人に、痒いところに手が届くようなサービスを実現していくため、このご紹介しました、智頭町の公共ライドシェアを導入することによって、住民同士が助け合う気持ちを助長するものでもありますし、地域内でお金が循環し、そして、町の手出しも減ってくるように思います。

それで、元々デマンドバスだったものを、問題点の整理をして、巡回バスに変えたということで非常に前向きなチャレンジであるわけなんです、一気に変えていくというのは、やはり難しいので先程も申し上げましたように、長い目で見て、その公共ライドシェアの在り方も検討していただきたいというのと、やはり新しい取組みを導入すると、それが定着するまでに時間がかかってしまいます。

最近、町としては、他の自治体にもありますように LINE での情報発信を始めておられます。私も登録しておりますが、そういうところで、例えば、県のホームページなどみたいに、完全ではないですが、AI を導入して利用者の質問に答えるとか、そういうチャットボットの導入なども考えていただけたらというふうに思うんですが、これについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の大綱 1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） ご質問がちょっと多岐に渡っていて、整理し切れてない部分があるんですけども、与侈地区の送迎につきましては、担当課から具体的な説明があると思いますけれども、私が聞いている範囲では住民にとっては非常に評判が良かったです。ただ、これを恒常的に導入するとなると、運転手の確保が中々難しい。与侈の方も、これをずっとやるっていうのは厳しいということでお聞きをしております。

更に、介護の問題ということなんですけれども、これは地域巡回バスとは切り離して、保健福祉の方でどういった対策ができるかっていうことは考えていかなければならない。何がどこまでできるのかっていうことは、地域巡回バスの枠内で、どこまでできるのかということとは常に検討していきたいと思っております。介護に限らず、例えば、品物を運ぶといった混成、そういったことも考えられるでしょうし、色んな方策を考えながら、地域巡回バスの利活用を探ってまいりたいと思っております。

最後の PR については、ちょっと本文の質問とはかけ離れているのかなと思いますけれども、今の全国の統一の中で DX 統一をするということを探求しております。ただ、本来ですと、共通仕様をやりますと、運営経費、ランニングコストが下がるはずなんですけれども、試算をしてみますと

逆に上がってしまう。ちょっと伊方町で言いますと、4千万が1億を超えて2.7倍ぐらいになってしまうという試算が出ておまして、これはいかがなものかなということもございます。

様々な利便性を追求しながら、費用対効果などが乗っかっていることも併せて考えてやるということについては、これはもう避けて通れない道だろうと思っておりますので、その辺を考慮しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○総合政策課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総合政策課長

○総合政策課長（谷村栄樹） 与侈地区の送迎サービスの件でございます。

これ巡回バスに加えて、何かもう1つ、利便性の向上のためにできないかなということで、試験的に令和5年7月の1か月間、与侈地区の方々にお願ひ、ご協力をいただいて、住民の方に運転をしていただいて、与侈地区から三崎市街を往復するというサービスを試験的に行ったところがございます。

利用実績なんですけども、1か月間で延べ46名、1日あたり2.3人ということでございます。地元の方の評判が良くて、何とか続けられないかということであったんですけども、中々運転手の方の確保が難しいということで、ちょっと行き詰ったところがございます。

以上です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） 町長のご答弁で方向性というか、大枠のところは理解できました。

先程、最初のご答弁にもあられたように、土日に限って八幡浜のNPO法人が送っていただけるというような状況ができたということ、協力体制が強化されて非常に良いなと思っています。ちょっと誤解があったかもしれないんで付け足して言いますと、やっぱり新しい仕組み、システムを導入したら、やっぱり皆さん高齢化しているので、新しいものに慣れるまで時間がかかります。

この質問2点目の復路の500円のタクシーチケットも非常に良い制度だと思います。周知のために、色んなコミュニティであったりとか、区長会であったりとか、熱心に情報発信をされているのでありがたいなというふうに思います。例えば、地域公共交通を利用する方は免許がない方なので割合介護保険の利用者だったりが多いかなと思うんです。そこら辺は社会福祉協議会さんとかに、こういうことを今、町としてもやっているというようなことを共有していただいて、現場の介護士さん、ヘルパーさんは町民の方と触れ合う機会が多いですので、日常の会話の中で、こういう制度があるよと。

実は、私もちょっと相談を受けてお話をしていると、乗降制度について、知らない町民の方もいらっしやいました。制度の理解をしておれば、バス停まで行かなくても、手を挙げれば乗ることが

できるし、降りることもできるんで、そういう負担がないんですよということを申し上げましたらそれは知らなかったのが良かったというようなお声も聞いております。

町民に近い立場の人にも周知徹底していただいて、そういう日常的な会話の中で、お伝えできるような情報発信の状況も作っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘ありがとうございます。町として、弱い部分だろうと思います。町の事業がどんなことをやっているかっていうことを、町民の方に隅々までお知らせするということは、中々実現できてないっていうところがあるんだろうと思っております。

町といたしましても、様々な機会を捉えまして、町民の皆様にも色んな事業を周知していく努力は続けてまいります。議員の皆様方にも、やっぱり住民との接触が色々あるだろうと思います。町の事業、こんなことやってるよということを、ぜひお伝えをいただいたら大変ありがたいと思っておりますとともに、そういった面で各地区の皆さんが幸せに暮らしていけるようにやってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（福島大朝） 以上で、大綱1を終わります。

田村議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） 大綱2「物価高騰対策について」

昨今の物価高は留まることを知りません。最近では米不足の話題がニュースを賑わせています。

財務省のホームページに載っていますが、租税負担及び社会保障負担を合わせた義務的な公的負担の国民所得に対する比率を表す国民負担率を見ると2021年度の統計で48.1%と約半分の負担となっていますので、それから物価高が進行し可処分所得、いわゆる使えるお金はますます少なくなり生活はますます苦しくなっています。伊方町は住民税非課税世帯も多く、年金のみの収入の方も多いと思います。

国の方でも、物価高対策として手当がなされて、伊方町では今回のプレミアム商品券や低所得者支援給付金を出している状況です。このような状況ですから、町民が疲弊する前に独自の財源を活用して支援することが必要なタイミングであると考えます。先日も、議員全員協議会で町長が言われていたように任期中に財政調整基金を積み上げてきたと言われていました。ただ、貯めるばかりでもいけないので、必要なタイミングで使いたいと仰られていたと記憶しております。

例えば、コロナ禍において上水道の基本料金を免除したように、事務負担も少ない形で町民への物価高対策を行えないか、お尋ねいたします。

また、併せて、農林水産従事者や地域の事業者に対しての支援を考えていないか、お尋ねいたし

ます。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の一般質問、大綱 2 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱 2 「物価高騰対策について」のご質問にお答えいたします。

近年の新型コロナウイルスの感染拡大や、国際社会情勢の変化を受けて、エネルギーや食料価格の高騰が非常に大きな社会問題となっており、最近では米不足が、我々住民の生活に大きな影響を与えているところでございます。国民負担率については、ご指摘のとおり、日本では 48.1% でありますが、海外を見ても、アメリカ 33.9%、イギリス 47.6%、ドイツ 54.9%、イタリア 60.1%、フランス 68%、などとなっており、OECD 加盟 36 箇国中、日本は高い方から数えて 22 番目となっており、真ん中からやや下に位置しているという状況でございます。

しかしながら、現実として、本町は高齢化が進み、住民税非課税世帯や年金収入のみの方も多くおられることから、昨今の物価高騰は切実な問題であると認識しております。

このようなことから、国においては、低所得世帯や子育て世帯に対して、各種給付金による支援を行い、本町におきましても、国の交付金を活用して、プレミアム付き商品券事業や農業・畜産業用肥料や漁業用の燃油や飼料などの支援を行ってきたところでございます。

また、町独自の取組みとして、高校生の通学補助や学校給食費の半額補助、学校教材の保護者負担分の無料化や高校生までの医療費無料化などの支援を行っているところでございます。

町の財政調整基金につきましては、私が町長に就任した当時は約 30 億円を保有しており、令和 4 年度末には約 61 億円まで積み立てましたが、物価高騰対策や人口減少対策等、様々な施策を展開した結果、令和 5 年度は約 3 億 7 千万円、令和 6 年度は約 2 億円を取り崩すこととなりました。

今年度につきましても、物価高騰に加え、消防事業などの大型事業や人件費の上昇などの影響により取り崩しが見込まれるところであります。今後、ご指摘の水道の基本料金の免除など、事務負担の少ない形での対応や、農林水産業をはじめ、地域の事業者への支援については、今後の国の動向を見据え、また、町の財政状況を考慮しながら、どのような施策が町民にとって有効に機能するのかを見極めながら、適切に検討してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱 2 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

田村議員、大綱 2 の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） 先程の町長のご答弁の中にありました、私が質問しました、国民負担率の件なんですけど、各国の例を挙げていただいて、真ん中ぐらいというふうに仰られました。各国も高いんですけど、いわゆるその 30 年間デフレーターの中で給料が上がらないという状況もありますの

で、ちょっと外国の状況とは、国民負担率だけ見ればそうなんですが、生活が苦しくなっているという面では、ちょっと違うのかなという気もいたします。

それと、この国としては、物価高騰分の対策とか、コロナ禍において、コロナ支援の対策等がされてきたわけです。前日も愛媛県知事の方が言われてましたが、国が回らないところの手当を地方自治体ができるのは当然というようなことを言われていました。私は、ちよくちよくこういう交付金を配布するということになった時に、ギリギリのところ住民税均等割世帯とか、もうちょっとのところ給付金が貰えないという状況があるので、そういうその制度から少し漏れる方々を丁寧に支援をしてほしいということを申し上げておりますが、それについてはどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

そして、他の自治体では、最近米不足の問題があつて、物価高対策の1つの対策として、お米券を配るといふようなことを言われている自治体もありますが、伊方町としてはそのようなお考えはないかお尋ねいたします。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の大綱2、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） まず、国民負担率ですけれども、日本はやっぱり支出負担ということで、30年の物価が抑えられてきたという事情はあります。それで、給料が上がったり、それなりに物価が上がっているんで、やはり国民の生活に関する評価というのは、同じような感じでそれぞれ抱えているんだろうと思っております。そのような中で、日本の国民負担率が50%弱ということで、今後これが上がっていくんだろうと思っておりますけれども、どのように国が財政を公にするかっていうところは、町としても注目をしてまいりたいと思っております。

お米券については、県内の各市町で取り組んでいるというところがあることは承知いたしております。伊方は伊方で、サダpayで5%のプレミアムを付けたり、様々なことはやっております。そのような中で、お米券を配るということが良いのかどうなのか。プレミアム商品券がそれに代わるものでもあるんだろうと思っておりますので、どのような施策が町民にとって良いのか。また、あまり私はバラマキになり過ぎることが、果たして政策として良いのかどうかっていう疑問もございます。そういった中で、適切に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

田村議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） 先程ご質問しました、制度の取組みのところで、その中で住民税均等割の人に対するようなところの考え方について再度お伺いしたいのと、最初のご答弁の中で、令和4年度以降、人口減少対策等、基金を切り崩しながら行ってきたと言われておりました。その具体的な施

策と、また今後何か未来投資的な、いわゆる町長が言われるようなバラマキであってはいけないというようなところではなくて、未来に繋がっていくような投資として、何かお考えのところがあれば、お聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の大綱 2、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 答弁が漏れておりまして、大変申し訳ございません。

国・県で色んな事業をやっております。それにかからない部分を行政として、いかに決め細やかにすくい上げていくかっていうことは、福祉の分野に限らず、農林水産、商工、教育色んな分野にそういったことは常々私も気をつけているつもりでございます。ただ、どうしてもやっぱりある程度のラインを引かなければならないことが出てくる。そのラインのすぐ下にとりう方にとっては、何で私には対応してくれないのという思いはあるだろう。これは、やっぱり政策をやる以上は仕方がないのかなという一面はございます。いかにそういった方を少なくするかということ、常に検討していきたいと思っておりますけれども、もう際限がございませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

今後の人口減少対策で、これから私が一番心配しておりますのが、例えば、先程も心配をしてるご質問がございました、地域巡回バス、あれに町の一般財源から、1億円突っ込んでおります。スクールバス等も一緒ですけれども、それから病院、診療所に1億5千万、上下水道に大体4億、毎年これは補填をしておるわけでございます。ピークで60億の財調がございましたけれども、それをこれから人口減少していく中で、そういった生活インフラっていうのは守っていかなければならない。ただ、そこでどういった、例えば、公共下水をどこまで維持できるのかっていう、耐震化も含めてですけれども、そういった大きな問題が出てくるんだろうと思っております。人口減少の中でそういった生活インフラの整備を町として、どこまでどういうふうと考えていくかっていうのは、これからの非常に大きな課題でございます。

道路1本にしても、人口は減っておりますけれど、道路延長は変わってないわけでございます。どんどん毎年100箇所以上の地域からの要望、主流は道路の補修なんですけれども、要望が出ております。そういったものの対応をしながら、ここに例えば、1つの極端な例なんですけれども、伊方でもスモールタウンということを将来的には考えていかなければならないかもしれません。

様々なことを視野に入れながら、伊方町の在り方っていうのは慎重に考えてまいりたい。まさに今、今後10年の伊方町の計画を立てているところでございますので、その中でこういった施策を組み込んでいくかということ、年度末か来年には発表できると思っております。

以上です。

○議長（福島大朝） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤智明議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大綱1「若者及び子育て世帯への支援策について」

近年、全国的に少子高齢化が進行する中、地方創生の観点からも、若者世代の定住促進と子育て支援の充実が喫緊の課題であります。

更に、昨今の物価高騰は特に若者や子育て世帯の家計を圧迫し、生活に大きな影響を与えています。伊方町においても、持続可能な地域社会を築くためには未来を担う若者や子育て世帯が物価高騰の影響下でも安心して暮らし、子育てができる環境を整備することが不可欠であると考えます。

現在、町としてUターン・Iターンを含む若者世代の移住・定住を促進するために就労支援として伊方町新規就業者支援対策事業、伊方町結婚新生活支援補助金、出産育児一時金支給額、多子世帯リフォーム等支援事業補助金、伊方町結婚祝い金支給事業等様々な支援事業があります。近年の物価高騰の影響に対応できているのか、お尋ねしたいと思います。

また、これらの施策の実施にあたり、若者世代のニーズをどのように把握し、反映させているのか、お尋ねします。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱1「若者及び子育て世帯への支援策について」のご質問にお答えいたします。

本町において、若者の定住促進と子育て支援につきましては、地域の持続的な発展と活性化を図るうえで、極めて重要な課題であると認識しております。そのため、物価高騰の影響下におきましても結婚、妊娠、出産、子育てを望む方が経済的な理由で諦めることなく希望を叶えられ、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、様々な支援策を講じているところでございます。

令和7年度の当初予算においては、U・J・Iターンや若い世代の移住・定住を促進するための町の支援策として、新規就業者支援対策事業や結婚生活支援補助金、定住促進奨励金など、総額約3億2千万円を計上しており、物価高騰による影響も踏まえ、若い世代へのきめ細やかな、様々な経済的な支援策を講じているところでございます。

また、これらの施策の実施にあたっての若い世代のニーズの把握につきましては、昨年策定したこども・子育て支援計画の策定時に行った、対象者へのアンケート調査の他、町政懇談会などにおいて、農業・漁業の後継者団体や三崎高校生、役場の若手職員など、若い世代を含めた町内各種団体との意見交換や職員提案等を通じて、本町の福祉支援策の在り方を検討しているところでございます。

このようなアンケートや意見交換会を通じて創設した支援策の中には、老朽空き家の解体における、除却後3年間の建物の建築制限の廃止や補助上限の引き上げ、住宅を新築するための建物の除

却経費への助成制度、高校生の通学補助制度、出産祝い金の拡充など、いただいたご意見やご要望を検討しながら形にしてきたところでございます。また、現在、第3次総合計画を策定しており、その中でも住民アンケートや町内の若い世代との意見交換などを通じて、次の計画に反映させることといたしております。

今後とも、更なる住民の参加促進と意見反映体制の充実を図りながら、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） 子育て世代の方々に話を聞いても、本当に伊方町は、多くの支援事業をされていて、手厚く感じるという意見を言われる方がとても多かったので、本当によくされてるんだろうなと思っております。

そんな中で、新事業の中に一時預かり事業、先程はトータルでしか出てなかったんですけども、一時預かり事業っていうのがありまして、その事業に対して利用者とか利用状況っていうのはどうなっているのか。

それともう1つ、出産子育て通院交通費助成金について、お尋ねいたします。この助成金なんですけど、タクシーの使用、ホームページにですが1日2万円、年間20万円までとなっており、また自家用車の場合は距離に応じて助成金の金額が設定されているように見えるんですけど、この助成金をもらうにあたって、随時受付されているのか、申請方法についてと、支援策の拡充の可能性はあるのか。

そして最後に、子育て世代のニーズの把握についてアンケート調査、懇談会を通じて支援策の設計、見直しの際に、住民の声が反映された例があるのかを併せて、お尋ねいたします。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（由井一隆） 議長

○議長（福島大朝） 保健福祉課長

○保健福祉課長（由井一隆） まず、一時預かり事業について利用者数、実績の方をお伝えいたします。

令和5年度については、大浜保育所、大久保育所、2箇所で開催しております。4名利用でして、延べ人数につきましては50人、50回となっております。令和6年度につきましては、合計7名の利用でございまして、96回の利用となっております。

タクシーの出産子育て通院費の助成金のタクシーの利用とか、自家用車の場合の申請の受付についてのご質問ですが、これにつきましては1日2万円、1年間で20万円を上限に補助しているところ

るでございます。申請期限とか受付につきましては、一般的には随時申請していただくものですが、一般的に民法の規定で5年間、申請期限は設けている状況でございます。

もう1つが、子育て支援のアンケート結果の状況でございます。

令和6年度の第3期の子ども・子育て支援事業の計画策定時にアンケートをしておりますが、地域における子育ての支援に関しまして「満足している」と「どちらかといえば満足している」という問いに52%の回答がございました。

出生数については、効果的にはまだ少ないですが、令和5年度が19人、令和6年度17人と多少減少しましたが、今年度は23人以上の予定となっておりますので、徐々に効果は出てきていると感じております。

以上でございます。

○議長（福島大朝） 出産子育ての事業の拡充について、もう1つ、答弁できますか。

出産子育て事業の拡充の可能性について。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 様々な事業は、総合的に判断して、活用すべきかどうかという事は検討してまいりたいと思います。どの程度までにニーズがあるのか、またそれに応えられるかということは、この出産と子育てに限らず様々な分野で色んなニーズがあると思っておりますので、総合的に判断して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） ありがとうございます。

子育て世代のアンケートについてですけど、これさっき言いよった、住民の声がどのように形になったかというのを言われなかったもので、再度それも踏まえて、質問させていただきます。

伊方町の出産祝い金、第3子以降の児童を養育している方に対して6歳まで支給される長期的な支援で、大変魅力的だと感じております。ただ、他の自治体、やはりもうどの自治体もそういった支援に対しては必死になられているようで、北海道福島町ですね、人口約4千人の町なんですが、第1子の方には5万円、第2子に20万円、第3子に100万円で、支給は3回に分割し、出生時、1歳、2歳と支給されているようです。伊方町と同額ではありますが、第3子に限らず第2子でも20万円と、すみません、第1子はなかったです、ここ。第2子からは20万円と支給されております。

茨城県河内町、ここの人口8千人、大体同じような人口ですが、第2子に50万円、第3子に100万円と高額支給されておるんですが、やはりもう同じような町でもそうやって第1子から支援祝い

金を出されている自治体も増えていっていますので、その辺も検討していただけないか、お尋ねいたしたいと思います。

また、出産される方の支援について、年齢制限が設けられておられます。年齢制限を設ける必要があるのかというのはちょっと疑問に思うところでありまして、高齢出産が増えている中で、年齢制限が不公平と感じられる可能性があり、再婚家庭、不妊治療を経ての出産など、年齢に関係なく支援が必要なケースもあると思います。出産そのものを支援するのなら年齢にかかわらず、支給する方が公平な支援事業となると思いますが、今後検討されているのか、併せて、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（由井一隆） 議長

○議長（福島大朝） 保健福祉課長

○保健福祉課長（由井一隆） まず、アンケート調査や意見交換会を通じて、町民の声がどのように反映された例はあるのかということでございます。アンケート調査や意見交換会の施策への反映については、まずサービス面については、放課後デイサービスという障害児に対する福祉サービスの町内事業実施の要望がありました。令和6年10月に「ほのぼーのいかた」が開設されまして、障害児のために放課後や長期休暇時に、療育や発達支援のサービスを提供しております。

それから経済的支援といたしまして、経済的支援の拡充の要望がありまして、令和5年から、生後6か月から育児用品の購入、それから、奨学金返還費用、2子以上の世帯のリフォーム等の支援を開始しました。

先程、出産の祝い金の方なんですけど、昨年度まで第3子以降の子どもを対象としておりましたが今年度拡充を図りまして、第1子30万円、第2子65万円、第3子100万円を支給することにしております。

年齢制限につきましては、県の事業においては年齢制限ございますが、町の単独事業におきましては、年齢制限は設けてない状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島大朝） 以上で、加藤議員の大綱1を閉じます。

加藤議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） 続いて、大綱2「南海トラフ地震と原子力災害の複合災害に備えた伊方町の防災体制について」お尋ねしたいと思います。

近年、南海トラフ地震の切迫性が指摘される中、今年、発生確率が80%に引き上げられました。本町には伊方原子力発電所が存在し、地震と原子力災害という複合的な災害を想定し対策を考へておく必要があります。町民の生命と財産を守り抜くためには、平時からの綿密な準備と関係機関と

の連携、そして、住民一人ひとりの防災意識の向上が不可欠です。町長には、より一層のリーダーシップを発揮し、実効性のある防災対策を推進していただきたいと思います。

町民の安全・安心な暮らしを守るため、町長の認識と具体的な取り組みについて、お伺いいたします。

原子力立地町は、南海トラフ地震が発生した場合、原子力発電所に影響が生じ、原子力災害が発生すると想定し対策を講じなければならないと思いますが、UPZ 及び PAZ に指定されている地域住民の避難先として、屋内退避施設 47 箇所のうち 8 箇所に放射線防護施設が整備されていると認識しております。

1 つ目に地震による道路の損壊なども想定される中、UPZ および PAZ の住民を放射線防護施設へ安全かつ迅速に避難させるための具体的な輸送手段と放射線防護施設の収容可能人数、設備内容及び計画についてお尋ねします。特に、高齢者や障がいのある方など、移動に支援を必要とする住民への対応について、どのように検討されているのか。

2 つ目に大規模災害発生時、特に原子力災害においては、国、県、原子力事業者、医療機関、生活関連事業団体、LP ガス協会をはじめとする、生活にかかわる事業者との連携が不可欠だと言われています。

伊方町においても、各種事業者、団体と災害時における連携協定をされていると思いますが、これらの連携協定が、複合災害においても実効的に機能するよう、どのような訓練や情報共有体制を構築しているのか、また、協定内容の定期的な見直しも行われているのかも併せてお尋ねします。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の一般質問、大綱 2 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱 2 「南海トラフ地震と原子力災害の複合災害に備えた伊方町の防災体制について」のご質問にお答えいたします。

南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率につきましては、本年 1 月に、国の地震調査委員会「80%程度」に引上げ、また、先般、国の作業部会が公表した、新たな被害想定によると、愛媛県の最大死者数は 2 万 4 千人と、前回の調査から倍増し、浸水エリアや津波による死者数についても前回よりも大幅に増えており、住民一人ひとりの防災意識の向上と、更なる町の防災体制の充実が求められるところでございます。特に本町は、原子力発電所が立地していることから、自然災害に対する備えの他、住民を放射線から守るための備えが必要となります。

ご質問 1 点目の「安全に避難させるための輸送手段等について」でございます。

まず、放射線防護施設については、東日本大震災において、高齢者や体の不自由な方が無理に遠くへ避難しようとして命を落とされたことなどを教訓に整備しているもので、公民館や高齢者施設、防災センターなどの指定避難所に 8 箇所、診療所施設に 3 箇所、この他、災害対策本部に携わる職員が安全に職務を遂行できるよう、庁舎 5 階部分に 1 箇所、計 12 箇所を整備し、庁舎以外の 11 の避難施設で、総数約 2,500 名の収容が可能となっております。設備内容につきましては、陽圧化装

置により、特殊なフィルターを通して建物内部へきれいな空気を取り込む一方で、建物の内圧を高くすることによって、外気の侵入を防ぐ仕組みとなっております。

また、避難してきた住民が安心して避難生活ができるよう、水や食料、簡易トイレ、毛布なども備えております。

高齢者や障害のある方など、移動に支援を要する方については、毎年、名簿とその方の個別避難計画を作成し、自主防災会、警察、消防など、実際に支援にあたる機関に提供し、有事の際に支援していただく計画としております。また、原子力災害時の広域避難計画において、要支援者だけでなく、自家用車をお持ちでない方の輸送手段について、地域で共有する体制づくりに努めているところでございます。

次に、2点目の災害時の連携協定についてでございます。

本町では、これまで、県や各市町、飲料水や電設工事業者など、33の団体との間で災害時の支援物資の提供やボランティア支援などに関する協定を締結しており、最近では、4月にNPO法人との間で災害時の物資供給に関する協定を締結したところでございます。これらの協定は、自治体間や関係機関・団体との連携強化を目的としており、迅速かつ適切な支援活動を行うために不可欠なものでございます。

内容の見直しについては、伊方発電所の安全確保に関して愛媛県、伊方町、四国電力の三者で締結している安全協定や、その確認書など、原子力発電に関する環境の変化や社会情勢の変化に応じて見直しを行っているように、他の連携協定についても、災害対策基本法の改正や国の防災計画の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしております。また、訓練につきましても、県の総合防災訓練や原子力防災訓練などにおいて、県、各市町、事業者とも情報連携しながら、その効果と実効性の向上に努めているところでございます。

特に今年度は国主催の原子力防災訓練が行われることとなっております。この訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき、実際の災害発生時における対応能力の向上や、国や自治体、関係機関との連携強化を目的としており、併せて、職員研修や住民への啓発活動も並行して進められる訓練であり、本町にとって、非常に意義のある訓練であると認識をしております。このような訓練への参加を通じて、防災意識の高揚と迅速かつ適切な体制づくりに努めてまいり所存でございます。

今後も、連携協定の充実や訓練を繰り返し行いながら、より実効性のある防災対策の推進に取り組んでまいります。

以上、加藤議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

加藤議員、大綱2の再質問はありますか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） 答弁ありがとうございました。

まず、防護施設ですね、8箇所。指定避難所に8箇所、診療所施設に3箇所あるとの答弁でしたが、この施設の中でPAZ圏内に存在する施設、また、PAZ外にある施設が何箇所かあって、それぞれのちょっと収容者数も知りたいところなんです。先程の11の避難施設で2,500名の収容が可能だと言われていましたが、その避難する方法ですね。まず、一時避難をどこにして、そこから、バスで防護施設まで送ったりするのか。それとも、自助共助だけで避難されるのか、その辺の説明も少しお尋ねしたいと思います。

また、協定の件について、33団体と連携協定されているとのことですが、その中にLPガス協会とか、そういった業界との連携もあるのかも併せて、お尋ねいたしたいと思います。

最後に、原子力発電所から西の区域の方の避難ですね。これについて一時的に防護施設で避難されると思うんですが、港とか天候が悪かったら長期的な滞在も必要になってくると思います。そういったところで、どの期間程度滞在しなければならないのか、そういったところの対策とか考え方をお尋ねいたします。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の大綱2、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○防災統括官（兵藤貞樹） 議長

○議長（福島大朝） 防災統括官

○防災統括官（兵藤貞樹） 加藤議員のご質問にご回答いたします。

まず、PAZ圏内とUPZ圏内の防護施設に関しましては、伊方町についてはUPZという概念がございません。日本で唯一予防避難エリアというのが、PAZの西側に設定をされております。距離的にはUPZという名称にはなりますが、避難行動計画においてはPAZと同様の行動を取りますので、全てPAZ圏内に防護施設があります。また、伊方町の全てがPAZ圏内とUPZ圏内に、予防避難エリアに位置しているということを理解していただきたいと思っております。

次に、防護施設への避難・誘導の方法についてですが、基本的には防護施設は先程、町長の答弁にもありましたように、移動することによって体調を崩したり、また病気を悪化させたり、そういった人が滞在する施設になります。それ以外の町民につきましては基本、一時集結所、三崎地域では三崎小中学校、三崎総合センター、瀬戸地域では瀬戸総合センター、伊方地域では伊方中学校に一時集結をして、陸路で避難することが原則となっております。

しかしながら、どのような災害形態が発生するか分かりませんので、陸路・空路・海路、そこら辺を総合的に勘案して、国の方から指示がございますので、町としては、その指示を的確に町民に周知をして、避難行動に移すというのが考え方でございます。

協定の団体の中にLPガス協会があるかということですが、これにつきましては、原子力防災につきましましては、県の方が多方面につきまして協定を結んでおります。その中でLPガスとの協定もございますので、それが伊方町における災害が発生した時にも適用されるというふうに思っております。

それから、防護施設での避難の期間でございますが、放射性物質が放出した際には放射性物質を含んだ雲のようなブルームが通過するまでの間、防護設備とか、あるいは自主避難場所、あるいは

自宅の中で屋内避難を屋内退避をするのが今の原則となっており、国の考え方では3日程度ということが示されておりますが、これも状況によって延長されることがありますので、国の指示によって町民の皆さんに周知をしていくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

加藤議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） ありがとうございます。

まず、避難大体3日だと言われていますが、大規模災害となった場合、自衛隊の方とかその辺も動くようになると、南海トラフから震源地に近い高知県、徳島県の方を優先して動かれるだろうという予測もされていると聞いております。中々港とかも、能登半島とかでの震災もそうですけど、港とかが壊れているエリアは船が近づけないといった事例も出てきて、長期間滞在する可能性は十分考えられると思います。

そういった中で伊方町ができることは、やはり避難所まで安全に移動できるルートを確保する。大型バスでちゃんと入れるような道づくり、公共ですね。まず自助共助というのは、そこを整えてから言うべきだと思っておりますので、まずは町の方には、そういったところを最大限に努力していただきたいと思っております。

色々な事業をするにあたって、町は最小限の支出で最大限の効果を発揮するように政策を取られてるんですが、防災に関しては費用対効果というのは考えずに進んでいかなければいけない。いつ起こるか分からないものに対して対策を取る必要がありますので、その辺も踏まえて、費用対効果だけを考えられてやられているのか、今後ちょっとどういった対応策、政策があるのか、併せて、お尋ねいたしたいと思っております。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の大綱2、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘のように防災対策に終わりはないわけでございます。特にこの日本一細長い半島において、宇和海、それから、メロディーライン、それから、瀬戸内海、それぞれ3本の道路網があり、今もそれを日頃、様々なことに使うことがあるわけでございます。整備はどんどん進めていかなければならない。限られた財源の中でどうするかっていうことは常々頭に置きながら、道としての整備が進むような方策を取ってまいりたいと思っております。

その中で費用対効果というお話がございまして、もちろん大事なんですけども、やはり命に関わることに限っては、費用対効果を念頭に置きながらではありますけれども、それを超えてやらなければならないことはやるという中で進めてまいりたいと思っております。様々なまた町としてやれること

っていうことはあるんだろうと思いますので、議員の皆さん方からも、こういった対策をしたらどうかというご提案がありましたら、ぜひ提案をしていただいたら大変ありがたく思っております。
以上です。

- 議長（福島大朝） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。
再開は 13 時といたします。

（休憩 11：27～13：00）

報告第 5 号

- 議長（福島大朝） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 5「令和 6 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第 5 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

- 副町長（菊池隼人） 議長

- 議長（福島大朝） 副町長

- 副町長（菊池隼人） 報告第 5 号、令和 6 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第 64 回臨時会及び第 80 回定例会でご承認いただきました、令和 6 年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、5 月 31 日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、キッチンカー導入支援事業補助金以下、全 32 事業、翌年度への繰越総額は、7 億 5,994 万 3 千円でございます。

よろしく願いいたします。

- 議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。

- 議員（安堂廣道） 議長

- 議長（福島大朝） 安堂議員

- 議員（安堂廣道） ちょっと教えていただきたいことが、1 点ございます。

消防費の中で、災害用トイレ購入事業 3,537 万 6 千円、この記載がございます。これ 1 基なのか 2 基なのか、ちょっとあれなんですけども、設置するのは 1 基なのか。それと後、どこに設置を予定しているのか、教えていただいたらありがたいです。よろしく願いします。

- 防災統括官（兵藤貞樹） 議長

- 議長（福島大朝） 防災統括官

- 防災統括官（兵藤貞樹） 配置を予定しておりますのは、旧三崎町の大佐田にあります、オリコの里のグラウンドにコンテナ式のトイレを 1 基設置する予定にしております。

以上です。

○議員（安堂廣道） 議長

○議長（福島大朝） 安堂議員

○議員（安堂廣道） ありがとうございます。

今、防災統括官の方からご説明いただきましたけども、災害用のトイレを今言われました、私も大佐田地区、三崎の方、仕事で来ておりますけども海岸縁の大佐田地区のオリコの里って言われましたかね。あそこに設置するというので、私はちょっと考えますと、雨とか地滑りでって言ったら近くに大佐田地区の公民館があるかと思うんですけども、そちらで対応できるんじゃないかなというふうに考えます。

なおかつ、そこに防災用トイレを置くにあたっては、南海トラフ地震津波等が予想される場所に設置するのはいかがなものかなと考えます。そこにあった場合、急遽津波が来た時に、使えなくなるんじゃないかなと、もうちょっと高台の方に置いたらどうなのかとかいうふうな考えを持っております。

これを管轄しておりますのが、生涯学習課なのかな、どこになるかあれなんですけれども、オリコの里のグラウンドに置くことに対して大丈夫なのかどうなのかという疑問もあります。それをちょっとお教えしていただきたいのと、防災担当の方から、そこに設置しても大丈夫なのか、津波来た時には使えないんじゃないかなという懸念をしておりますけども、お答えの方よろしくお願いたします。

○生涯学習課長（山本宏貴） 議長

○議長（福島大朝） 生涯学習課長

○生涯学習課長（山本宏貴） 只今の安堂議員の質問にお答えします。

オリコの里なんですけど、トイレが水洗の方が無いということで、防災のトイレを購入するにあたって、こちらのトイレを置く場所の選定をする時に、オリコの里はトイレの水洗式がありませんのでそういうトイレがあるならば設置していただければなというご相談をしたところでありまして、そちらのオリコの里に置かせていただくという話で今進めさせていただいて、現在の区長さんとか地区の了解は取りつけております。

以上です。

○防災統括官（兵藤貞樹） 議長

○議長（福島大朝） 防災統括官

○防災統括官（兵藤貞樹） この防災上の観点から回答させていただきます。安堂議員からご指摘ありましたように、当該場所は海に面しております。ですから、南海トラフ巨大地震などの津波被害を考慮する必要がある地域であるというふうに認識をしております。

今回、全面的に南海トラフ巨大地震の被害想定が見直しをされました。伊方町の宇和海沿岸では最大津波高が20m、1mの津波が到達する最も早いケースで46分かかります。また今回、設置を予定しております場所は海拔が国土地理院のデータでは恐らく3m弱であったように記憶をしております。

ます。その間、土地道路が浸水するまでの間に、速やかにこのトイレを移送するために、現在地元の建設業者と災害時等におけるトイレの移送に関する協定書、これを担当課の方で締結する準備を行っておりまして、災害リスクを低減する対応を現在取るようにしております。

また、生涯学習課の方から、オリコの里のトイレとして使用するというお話もありました。この防災トイレをはじめとする防災資機材は、普段は使用しながら維持管理することで、突発的に発生する災害に適切に対応できるものと考えておりますので、普段使いに対する防災上の観点からもご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（安堂廣道） 議長

○議長（福島大朝） 安堂議員

○議員（安堂廣道） ありがとうございます。

私の中では、やっぱりその津波が来るまで、その対応が、のけたりとかいうのができるのかどうなのかっていうのがはっきり分からないのであれですけども、オリコの里にトイレがないのであれば、3千万円もの防災トイレをそこに置くより、ないのであれば機能しているオリコの里にトイレを設置した方が、新たに改修をして、津波が来ても使えるようなところにその防災用のトイレを設置した方が良いんじゃないかなと考えますが、ご検討の方よろしく願いいたします。

○議長（福島大朝） 答弁いますか。

○議員（安堂廣道） お願いします。

○生涯学習課長（山本宏貴） 議長

○議長（福島大朝） 生涯学習課長

○生涯学習課長（山本宏貴） またこの費用を検討して、最適なものを。

○町長（高門清彦） ちょっと待って、議長。

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門町長） 様々な意見があろうかと思えます。ただ、固定式のトイレを使っても、津波が来たら使えない。そこにトイレを作るのはいかがなものかという議論もまた出てくるのかもしれませんが。津波が来ない場合、防災用トイレはどこでも移動ができるわけですので、その利便性もございます。

今回この防災用トイレは、国の補助事業を使って、町の負担がなるべく少なくなるということで思い立ったわけでございます。様々な観点からして、津波の来た場合のご心配は議員さんと同様でございますけれども、移動式の防災用トイレを、今トイレを設置してくれという要望があるオリコの里にということの結論に至ったわけでございますのでご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（福島大朝） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）

質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号、令和6年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを閉じます。

議案第 48 号

○議長（福島大朝） 日程第 6「伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第 48 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 48 号、伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、選挙執行経費基準法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、条例の別表により規定されている選挙長以下 8 区分の各報酬額をそれぞれ、新旧対照表のとおり引き上げるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 48 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号、伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 49 号

○議長（福島大朝） 日程第 7「伊方町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 49 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（谷村栄樹） 議長

○議長（福島大朝） 総合政策課長

○総合政策課長（谷村栄樹） 議案第 49 号、伊方町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、長期継続契約期間の弾力的な運用と契約事務の効率化を図ることを目的に、条例の一部を改正するものでございます。

次の頁、新旧対照表をご覧ください。

第 3 条、契約の期間の規定に、下線のとおり「ただし書き」を追加し、契約期間の弾力化を図るものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号、伊方町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 50 号

○議長（福島大朝） 日程第 8「三崎高等学校町営寄宿舍設置条例の一部を改正する条例制定について」議案第 50 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（阿部茂之） 議長

○議長（福島大朝） 学校教育課長

○学校教育課長（阿部茂之） 議案第 50 号、三崎高等学校町営寄宿舍設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、町営寄宿舍「未咲輝寮」の寮費の値上げを検討するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、昨今の物価上昇により、現在の寮費では、今後、運営費が不足する懸念があることから、寮費の値上げを検討するための改正案となっております。

なお、改正後の金額に 5 万円とありますが、これを上限として、実際に徴収する月額については別途規則で定める方法に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号、三崎高等学校町営寄宿舍設置条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

議案第 51 号

○議長（福島大朝） 日程第 9「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 51 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長（山本宏貴） 議長

○議長（福島大朝） 生涯学習課長

○生涯学習課長（山本宏貴） 議案第 51 号、伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

この条例は老朽化で腐食が進んでいる、足成及び田部地区の夜間照明施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、名称及び位置を定めております、別表第 1 中、足成及び田部地区の夜間照明の項を削り、また、各夜間照明の使用料を定めております、別表第 4 中、足成及び田部地区を削るものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、公布の日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 51 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号、伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 52 号

○議長（福島大朝） 日程第 10「伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について」議案第 52 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 52 号、伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、半島振興法に基づく税制特別措置の対象区域から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく税制特別措置の対象区域が除外されたことに伴い、半島振興法に基づく税制特別措置について定めた条例を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号、伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 53 号

○議長（福島大朝） 日程第 11「令和 7 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」議案第 53 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 53 号、令和 7 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 1 億 7,587 万 6 千円を追加し、総額を 118 億 7,936 万 4 千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、2 款、総務費については、昨年度に実施した、定額減税及び定額減税補足給付金の対象者のうち、収入の減少により給付額に不足が生じた方に対する差額の給付金 2,779 万 8 千円を計上いたしております。

4 款、衛生費については、亀ヶ池の水質改善を目的とした浄化装置の設置事業費 7,260 万円を計上いたしております。

6 款、農林水産業費については、瀬戸アグリトピア宿泊棟改修工事の内容変更に伴う追加事業費 1,755 万 8 千円を計上いたしております。

8 款、土木費については、避難行動要支援者のための耐震シェルター設置補助金 800 万円、畑コミュニティセンター屋上防水改修事業費 515 万 9 千円を計上いたしております。

9 款、消防費については、被災地域の住家被害認定調査を円滑に行うためのシステム構築費 689 万 9 千円、Jアラート受信機更新工事費 801 万円を計上いたしております。

10 款、教育費については、小中学校体育館改修工事の監理業務の増額分 821 万 7 千円を計上いたしております。

これに対します歳入の主なものは、14 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2,779 万 8 千円を計上いたしております。

18 款、繰入金、2 項、基金繰入金に、電源施設維持補修基金繰入金 4,044 万 1 千円、町道鳥津国

道線基金繰入金 4,639 万 8 千円等を追加し、財政調整基金繰入金 6 億 8,417 万 5 千円を減額いたしております。

21 款、町債、1 項、町債については、緊急防災・減災事業債 800 万円、合併特例事業債 6 億 3,050 万円を計上いたしております。

以上、令和 7 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」の発言あり）

異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

頁番号は、右下となります。

予算書の 15 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費（15 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（15 頁～18 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費（18 頁～19 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（19 頁） 質疑ありませんか。

4 項 選挙費（19 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費（20 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（20 頁～21 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（21 頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（22 頁～23 頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費（23 頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費（23 頁～24 頁） 質疑ありませんか。

2 項 林業費（25 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費（25 頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費（25 頁～26 頁） 質疑ありませんか。

8 款 土木費

1 項 土木管理費（26 頁） 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費（26 頁） 質疑ありませんか。

- 4 項 住宅費 (27 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 公園費 (27 頁) 質疑ありませんか。
- 7 項 集会所費 (27 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

- 1 項 消防費 (27 頁～28 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

- 1 項 教育総務費 (28 頁～29 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 小学校費 (29 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 中学校費 (30 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 社会教育費 (30 頁～32 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 保健体育費 (32 頁～33 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、歳入に入ります。

10 頁をお開きください。

12 款 分担金及び負担金

- 2 項 負担金 (10 頁) 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

- 2 項 国庫補助金 (10 頁) 質疑ありませんか。

15 款 県支出金

- 1 項 県負担金 (11 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 県補助金 (11 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 委託金 (11 頁) 質疑ありませんか。

16 款 財産収入

- 1 項 財産運用収入 (11 頁) 質疑ありませんか。

17 款 寄附金

- 1 項 寄附金 (12 頁) 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

- 2 項 基金繰入金 (12 頁) 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

- 6 項 受託事業収入 (12 頁) 質疑ありませんか。
- 7 項 雑入 (13 頁) 質疑ありませんか。

21 款 町債

- 1 項 町債 (13 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第2条 第2表」第2表は、6頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第53号、令和7年度伊方町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第54号

○議長（福島大朝） 日程第12「令和7年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」議案第54号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第54号、令和7年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、356万9千円を減額し、総額を14億6,427万円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、570万円を減額し、総額を4億5,902万1千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、資料は、右下の頁番号10頁をお願いいたします。

1款、1項、1目、一般管理費は、人事異動に伴う人件費の補正などで、合計358万8千円を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、8頁をお願いいたします。

3款、1項、2目、総務費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金などで38万6千円を計上しております。

6款、1項、1目、一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金を395万5千円減額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、資料は32頁をお願いいたします。

1款、1項、1目、一般管理費は、人事異動に伴う共済費の補正で、15万2千円を減額しております

次に歳入について、ご説明いたしますので、30頁をお願いいたします。

3款、1項、1目、総務費国庫補助金は38万8千円を減額し、5款、1項、1目、一般会計繰入金を23万6千円増額しております。

瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、41 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、一般管理費は、人事異動に伴う人件費の補正などで、合計で 1,104 万円を減額しております。

1 款、2 項、1 目、研究研修費は、研修会参加に係る費用として、48 万 6 千円を増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、39 頁をお願いいたします。

3 款、1 項、国庫補助金は、211 万 2 千円を減額しております。

5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金は、887 万 4 千円を減額しております。

串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、51 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、一般管理費は、人事異動に伴う人件費の補正で、合計 500 万 6 千円を増額しております

次に歳入について、ご説明いたしますので、49 頁をお願いいたします。

3 款、1 項、1 目、総務費国庫補助金を 250 万円、5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金を 250 万 6 千円増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号、令和 7 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 55 号

○議長（福島大朝） 日程第 13「令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 55 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 55 号、令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、154 万 8 千円を追加し、総額を 2 億 97 万 7 千円とするものでございます。

それでは、歳出より主なもののご説明をいたしますので、資料は、右下の頁番号、9 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、一般管理費は、システム改修委託料の計上などで合計 154 万 8 千円を増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、7 頁をお願いいたします。

3 款、1 項、1 目、総務費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金 154 万 4 千円を計上しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 55 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号、令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 56 号

○議長（福島大朝） 日程第 14「令和 7 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 56 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（福島大朝） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 56 号、令和 7 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、6 万円を減額し、総額を 15 億 8,048 万 7 千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 591 万 6 千円を減額し、総額を 1,414 万 8 千円とするものでございます。

補正予算の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、資料右下番号 11 頁をお願いいたします。

5 款、3 項、包括的支援事業・任意事業につきましては、職員手当の減額等により、21 万 9 千円を減額しております。

6 款、1 項、基金積立金、1 目、介護給付費準備基金積立金につきましては、利子分の積立金 13 万 2 千円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8 頁をお願いいたします。

7 款、1 項、財産運用収入、1 目、利子および配当金につきましては、7 万 8 千円を計上しております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたしますので、29 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、介護サービス事業費、2 節、給料から 4 節、共済費につきましては、職員の減により 600 万 6 千円減額しております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、27 頁をお願いいたします。

2 款、1 項、1 目、一般会計繰入金につきましては事業費の減額により、591 万 6 千円を減額しております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号、令和 7 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 57 号

○議長（福島大朝） 日程第 15「令和 7 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）」議案第 57 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（福島大朝） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第 57 号、令和 7 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

右下頁 1 頁をお願いします。

第 2 条の収益的収入は、第 1 款、第 2 項、営業外収益を 2 万円増額し、水道事業収益総額を 3 億 3,224 万 1 千円に、収益的支出は、第 1 款、第 1 項、営業費用を 387 万 8 千円増額し、水道事業費用総額を 4 億 1,183 万 8 千円にするものです。

次の頁をお願いします。

第 3 条は、予算第 4 条の資本的支出額に対し不足する額 1 億 9,976 万 3 千円の補填について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,982 万 5 千円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 7,993 万 8 千円に補正しています。

資本的支出ですが、第 1 款、第 1 項、建設改良費を 169 万 4 千円減額し、資本的支出の総額を 2 億 4,016 万 7 千円にするものです。

第 4 条、職員給与費について、職員の人事異動に伴い 128 万 7 千円増額しております。

次に予算に関する説明書、右下の頁 4 頁をお願いします。

収益的収入ですが、1 款、2 項の営業外収益におきましては、7 目、雑収益を 2 万円増額しております。

右下頁 5 頁をお願いします。

収益的支出ですが、1 款、1 項の営業費用におきましては、1 目、原水及び浄水費 1 万 1 千円を増額、2 目、配水及び給水費 254 万 1 千円を増額、管路耐震化工事に伴う施工管理費、テレメーター予備費です。4 目、総係費 132 万 6 千円を増額、主なものは、人件費です。

右下の頁 6 頁をお開きください。

資本的支出ですが、1 款、1 項、1 目、水道施設改良費におきまして、169 万 4 千円減額していません。

以下、右下頁 7 頁からは、補正予算実施計画明細書を、11 頁以降から令和 7 年度予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 57 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号、令和 7 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 58 号

○議長（福島大朝） 日程第 16「令和 7 年度伊方町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」議案第 58 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（福島大朝） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第 58 号、令和 7 年度伊方町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

右下頁 1 頁をお願いします。

収益的支出ですが、第 1 款、第 1 項、営業費用を 103 万 9 千円増額し、総額を 4 億 692 万 4 千円にするものです。

第 3 条、職員給与費について、職員の人事異動に伴い、103 万 9 千円増額しております。

次に予算に関する説明書、右下頁 3 頁をお願いします。

収益的支出ですが、第 1 項、営業費用、5 目、総係費におきまして、人事異動に伴う人件費調整

のため 103 万 9 千円の増額です。

以下、右下頁 4 頁からは補正予算実施計画書明細書を、5 頁以降から令和 7 年度予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 58 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号、令和 7 年度伊方町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（福島大朝） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会するものではありますが、今期定例会の会期中日程を念のため、お伝えしておきます。25 日から 26 日は、休会。27 日は午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（散会時間 13 時 56 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員